



いろこい あいなん

ainan

第212号 (2023年3月)

『かんきょうかわら版』

愛南町環境衛生課 Tel 72-7316

浄化槽の維持管理に努めましょう！

浄化槽は、定期的な維持管理をせずに放置すると、処理機能が低下してしまい、悪臭が発生したり、未処理の汚物がそのまま水路に流れたりしてしまう場合があります。このようなことを未然に防ぐため、法律により、法定検査、保守点検、清掃の3つが浄化槽の所有者に義務付けられています。

※町営浄化槽の場合は、町がこれらの維持管理業務を委託して、実施しています。

1 「法定検査」を受けましょう！

「法定検査」とは、公益社団法人愛媛県浄化槽協会が年1回実施する浄化槽に関する検査のことです。浄化槽の放流水を採水後、BOD 検査等を実施して、浄化槽の機能が良好かどうかを判断したりします。ご家庭や事業所に浄化槽協会から検査の案内状が届きますので、必ず検査を行ってください。



2 「保守点検」を行いましょ！

「保守点検」とは、浄化槽の正常な機能を維持するため、浄化槽保守点検業者が浄化槽の点検(ブロワ(送風機)の点検、薬剤の補充、水質検査調整等)またはこれらに伴う修理をする作業のことです。4か月に1回以上の点検が必要です(処理方式や処理対象人員によって実施回数は異なります)。



3 「清掃」を行いましょ！

「清掃」とは、浄化槽の運転に伴って必然的に発生する汚泥等を槽外に引き出し、その引き出し後の槽内の汚泥等の調整、附属機器類の洗浄・清掃等のことをいいます。清掃は、浄化槽清掃業者に委託して、年1回は浄化槽の清掃を実施しましょう。



浄化槽の維持管理に係る違反行為に対して、次のような罰則が浄化槽法で定められています。

- 保守点検や清掃が定められた基準に従っていないとして、都道府県知事に改善措置や使用停止を命ぜられたにも関わらず、この命令に違反した場合
⇒6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 設置後等の水質検査及び定期検査に関しての都道府県知事からの命令に従わない場合 ⇒30万円以下の過料

住宅の省エネ化支援制度のご案内

環境省、経済産業省、国土交通省では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、家庭部門の省エネを強力に推進するため、窓の断熱改修や高効率給湯器の設置、エコ住宅設備の設置など住宅の省エネリフォーム等に対して支援を行います。

こどもエコすまい支援事業

概要

新築 子育て世帯や若者夫婦世帯を対象に、ZEH住宅の取得に100万円を補助
リフォーム ①～⑧の工事に応じて補助額を設定、補助上限額は30万円
(世帯要件により最大60万円)

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ①開口部の断熱改修 | ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 |
| ③エコ住宅設備の設置 | ④子育て対応改修 |
| ⑤開口部の防災性向上改修 | ⑥空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 |
| ⑦バリアフリー改修 | ⑧リフォーム瑕疵保険等の加入 |

※①～③のいずれかの工事が含まれていることが必須。

対象者 令和4年11月8日以降に工事に着手し、申請した方
受付期間 令和5年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和5年12月31日まで)
※申請は建築事業者(予め「こどもエコすまい支援事業者」としての登録が必要)

先進的窓リノベ事業

概要 高性能な断熱窓への改修について、工事内容に応じて定額を補助(上限200万円)

対象者 令和4年11月8日以降に契約を締結し、事業者登録後に着工、申請した方
受付期間 令和5年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和5年12月31日まで)
※申請はリフォーム事業者を通じて行います。

給湯省エネ事業

概要 ①家庭用燃料電池(エネファーム) ②ヒートポンプ給湯機(エコキュート)
③ハイブリッド給湯機を設置する場合に定額を補助
(①は15万円、②及び③は5万円)

対象者 令和4年11月8日以降に契約を締結し、事業者登録後に着工、申請した方
受付期間 令和5年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和5年12月31日まで)
※申請はハウスメーカー、工務店、家電量販店、エネルギー供給事業者を通じて行います。

各事業の詳細は補助事業の専用ホームページでご確認ください。



問合せ 住宅省エネ 2023 キャンペーン補助事業合同お問合わせ窓口
TEL 0570-200-594(IP電話は045-330-1340)
ホームページ URL : <https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/>

新エネルギー等導入促進補助金のご案内

愛南町においてもZEH住宅、家庭用燃料電池を導入する方に支援を行っています。国の補助事業と合わせてご活用ください。

なお、この支援を受けるには、設置・購入前に補助金交付申請の手続きが必要です。詳しくは、環境衛生課までお問い合わせください。